

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第1編 第1章 第1節 1-1-1	<p>共通編 総則 総則 適用</p> <p>1 本共通仕様書は、奈良県<u>土木部</u>が発注する土木工事（河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 <u>請負者</u>は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあつては、「<u>土木部</u>土木工事監督要領及び<u>土木部</u>土木工事検査要領（以下「<u>監督要領</u>」「<u>検査要領</u>」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、<u>請負者</u>はこれら監督、検査（<u>完成検査</u>、<u>既済部分検査</u>）にあつては、地方自治法234条の2第1項に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。<u>請負者には主として主任監督員及び一般監督員が対応する。</u></p> <p>2 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督要領」に定める監督総括業務を担当し、主に、<u>請負者</u>に対する指示、承諾または協議<u>および</u>関連工事の調整のうち重要なものの処理、<u>および</u>設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があるとともに主任監督員<u>および</u>一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	<p>第1編 第1章 第1節 1-1-1</p>	<p>共通編 総則 総則 適用 <u>適用工事</u></p> <p>1 本共通仕様書は、奈良県<u>県土マネジメント部</u>が発注する土木工事（河川工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 <u>共通仕様書の適用</u> <u>受注者</u>は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあつては、「<u>県土マネジメント部</u>土木工事監督要領及び<u>県土マネジメント部</u>土木工事検査要領（以下「<u>監督要領</u>」「<u>検査要領</u>」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、<u>受注者</u>はこれら監督、検査（<u>出来形検査</u>、<u>中間検査</u>、<u>竣工検査</u>）にあつては、地方自治法第234条の2第1項に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1 <u>監督職員</u> 土木工事においては、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。</p> <p>2 <u>総括監督員</u> 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督要領」に定める監督総括業務を担当し、主に、<u>受注者</u>に対する指示、承諾または協議<u>及び</u>関連工事の調整のうち重要なものの処理、<u>及び</u>設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要がある<u>と認める場合における契約担当職員に対する報告等を行うとともに主任監督員<u>及び</u>一般監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</u></p>	<p>項目見出しの追記 組織名称変更による</p> <p>項目見出しの追記 組織名称変更による</p> <p>検査要領の反映</p> <p>項目見出しの追記 文章表現の修正</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	本仕様で規定されている土木工事における主任監督員は、「監督要領」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、 <u>請負者</u> に対する指示、承諾または協議（重要なもの <u>および</u> 軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成 <u>および</u> 交付または <u>請負者</u> が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務 <u>および</u> 一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	3	<u>主任監督員、主任現場監督員</u> 本仕様で規定されている土木工事における主任監督員は、「監督要領」に定める現場監督総括業務を担当し、主に、 <u>受注者</u> に対する指示、承諾または協議（重要なもの <u>及び</u> 軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成 <u>及び</u> 交付または <u>受注者</u> が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く）、設計図書の変更（重要なものを除く）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、一般監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務 <u>及び</u> 一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	項目見出しの追記 表記の統一 表記の統一 表記の統一
4	本仕様で規定されている土木工事における一般監督員、現場監督員は「監督要領」に定める一般監督業務を担当し、主に <u>請負者</u> に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成 <u>および</u> 交付または <u>請負者</u> が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、段階確認、施工状況検査を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	4	<u>一般監督員、現場監督員</u> 本仕様で規定されている土木工事における一般監督員、現場監督員は「監督要領」に定める一般監督業務を担当し、主に <u>受注者</u> に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成 <u>及び</u> 交付または <u>受注者</u> が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）、段階確認、施工状況検査を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	項目見出しの追記 表記の統一
1 2	図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が <u>請負者</u> に指示した図面 <u>および</u> <u>請負者</u> が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	1 2	<u>図面</u> 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が <u>受注者</u> に指示した図面 <u>及び</u> <u>受注者</u> が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。	項目見出しの追記 表記の統一
1-1-2	用語の定義	1-1-2	用語の定義	
1 8	提示とは、監督職員が <u>請負者</u> に対し、または <u>請負者</u> が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	1 8	<u>提示</u> 提示とは、 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が <u>受注者</u> に対し、 <u>工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。</u>	項目見出しの追記 指示は契約図書の定めに基づき行うことを追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2 0	通知とは、発注者又は監督職員と請負者又は現場代理人の間で、監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	2 0	<u>通知</u> 通知とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	項目見出しの追記 文章表現の修正
		2 1	<u>連絡</u> 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	用語の追記
		2 2	<u>納品</u> 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。	用語の追記
		2 3	<u>電子納品</u> 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。	用語の追記
2 1	書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。 <u>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u> <u>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。</u>	2 4	<u>書面</u> 書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	項目見出しの追記 工事打合せ簿等の工事帳票を追記 緊急を要する場合を削除し連絡に記載
		2 5	<u>工事写真</u> 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	用語の追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-2		1-1-2	用語の定義	用語の追記
		2.6	<u>工事帳票</u> <u>工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。</u>	
		2.7	<u>工事書類</u> <u>工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。</u>	
		2.8	<u>契約関係書類</u> <u>契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。</u>	
		2.9	<u>工事完成図書</u> <u>工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。</u>	
		3.0	<u>電子成果品</u> <u>電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。</u>	
		3.1	<u>工事関係書類</u> <u>工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</u>	
2.2	確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	3.2	<u>確認</u> 確認とは、契約図書に示された事項について、 <u>監督職員、検査職員または受注者が</u> 臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	項目見出しの追記 文章表現の修正
2.9	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の <u>建設または測量を開始することをいい、詳細設計含む工事にあつてはそれを含む。</u> ）の初日をいう。	3.9	<u>工事着手</u> 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の <u>設置又は測量をいう。</u> ） <u>、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること</u> をいう。	語句の修正 工事着手条件に工場製作を含めるため修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-2 37	用語の定義 JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。	1-1-2 47	用語の定義 <u>JIS規格</u> JIS規格とは、日本工業規格をいう。	項目見出しの追記 JISの読替え規定の削除
1-1-3 2	設計図書の照査等 請負者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。	1-1-3 2	設計図書の照査等 <u>設計図書の照査</u> 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
1-1-4 1	施工計画書 請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 請負者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1-1-4 1	施工計画書 <u>一般事項</u> 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	項目見出しの追記 語句の修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-5	<p>工事カルテ作成、登録 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は、工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。） 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。また、登録機関発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>	1-1-5	<p>コリンズ（CORINS）への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。</p>	正式名称に変更 国に準拠
1-1-9 1	<p>工事の下請負 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	1-1-9 1	<p>工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	語句の修正
1-1-10 2	<p>施工体制台帳 第1項の請負者は、第1項に示す公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。</p>	1-1-10 2	<p>施工体制台帳 施工体系図 第1項の受注者は、建設業法に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	項目見出しの追記 適用法令の修正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-1-2	<p>調査・試験に対する協力</p> <p>1 <u>請負者</u>は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査<u>および</u>試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に<u>請負者</u>に通知するものとする。</p> <p>2 <u>請負者</u>は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、<u>次</u>の各号に掲げる協力しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4 <u>請負者</u>は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 <u>請負者</u>は、当該工事が地方自治法施行令第167条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、<u>次</u>に掲げる措置をとらなければならない。</p>	1-1-1-2	<p>調査・試験に対する協力</p> <p>1 <u>一般事項</u> <u>受注者</u>は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査<u>及び</u>試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に<u>受注者</u>に通知するものとする。</p> <p>2 <u>公共事業労務費調査</u> <u>受注者</u>は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、<u>以下</u>の各号に掲げる協力しなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>4 <u>施工合理化調査等</u> <u>受注者</u>は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <p>5 <u>低入札価格調査</u> <u>受注者</u>は、当該工事が地方自治法施行令第167条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、<u>以下</u>に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p><u>(2) 第1編1-1-4に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。</u></p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>表記の統一</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>語句の修正</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>施工形態動向調査及び施工状況調査等を含めるため</p> <p>項目見出しの追記</p> <p>語句の修正</p> <p>引用条文の追記</p>
1-1-1-3	<p>工事の一時中止</p> <p>1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき<u>次</u>の各号に該当する場合においては、あらかじめ<u>請負者</u>に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41 臨機の措置により、<u>請負者</u>は、適切に対応しなければならない。</p>	1-1-1-3	<p>工事の一時中止</p> <p>1 <u>一般事項</u> 発注者は、契約書第20条の規定に基づき<u>以下</u>の各号に該当する場合においては、あらかじめ<u>受注者</u>に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41 臨機の措置により、<u>受注者</u>は、適切に対応しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>語句の修正</p>

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合		（1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合	表記の統一
2	発注者は、 <u>請負者</u> が契約図書に違反したまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を <u>請負者</u> に通知し、工事の全部 <u>または</u> 一部の施工について一時中止させることができる。 基本計画書の作成	2	<u>発注者の中止権</u> 発注者は、 <u>受注者</u> が契約図書に違反したまたは監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を <u>受注者</u> に通知し、工事の全部 <u>又は</u> 一部の施工について一時中止させることができる。	表記の統一
3	前1項 <u>および</u> 2項の場合において、 <u>請負者</u> は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。 また、 <u>請負者</u> は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	3	<u>基本計画書の作成</u> 前1項 <u>及び</u> 2項の場合において、 <u>受注者</u> は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を <u>監督職員を通じて</u> 発注者に提出し、承諾を得るものとする。 また、 <u>受注者</u> は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。	表記の統一
1-1-1-4	設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、 <u>請負者に行った工事の変更指示</u> に基づき、発注者が修正することをいう。	1-1-1-4	設計図書の変更 設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、 <u>発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認め</u> た協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	文章表現の修正
1-1-1-6	支給材料及び貸与 <u>物件</u>	1-1-1-6	支給材料及び貸与 <u>品</u>	項目見出しの追記
1	<u>請負者</u> は、支給材料及び貸与 <u>物件</u> を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1	<u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、支給材料及び貸与 <u>品</u> を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	語句の修正
2	<u>請負者</u> は、支給材料及び貸与 <u>物件</u> の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	2	<u>受払状況の記録</u> <u>受注者</u> は、支給材料及び貸与 <u>品</u> の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	項目見出しの追記 語句の修正
3	<u>請負者</u> は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、 <u>港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を監督職員に提出</u> しなければならない。	3	<u>支給品精算書</u> <u>受注者</u> は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を監督職員 <u>を通じて発注者</u> に提出しなければならない。	項目見出しの追記 港湾工事等の文章を削除
4	<u>請負者</u> は、 <u>契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与物件の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督職員に提出</u> しなければならない。			支給材料等の文章を削除

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5	請負者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	5	返還 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	項目見出しの追記 表記の統一 語句の修正
1-1-20	工事完成検査	1-1-20	工事完成検査	
2	請負者は、工事（事業）完成届を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	2	工事完成検査の要件 受注者は、工事（事業）完成届を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	項目見出しの追記 語句の修正
4	検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	4	検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	項目見出しの追記 語句の修正
7	請負者は、当該工事竣工検査については、第3編1-1-5第3項の規定を準用するものとする。	7	適用規定 受注者は、当該工事竣工検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	項目見出しの追記 引用条文の名称の追記
1-1-21	既済部分検査等	1-1-21	既済部分検査等	
3	検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	3	検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	項目見出しの追記 語句の修正
5	請負者は、当該出来形検査については、第3編1-1-5第3項の規定を準用する。	5	適用規定 受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-5監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	項目見出しの追記 引用条文の名称の追記
1-1-23	施工管理	1-1-23	施工管理	
8	請負者は、奈良県土木部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	8	記録及び関係書類 受注者は、奈良県土木マネジメント部が定める「土木工事施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、「土木工事施工管理基準及び規格値」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	項目見出しの追記 組織名称変更による

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-26	<p>1 1 1 2 6 1 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成13年3月29日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成6年11月1日）、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>8 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>10 請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>13 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p> <p>14 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	1-1-26	<p>1 1 1 2 6 1 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>8 定期安全研修・訓練等 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>10 安全教育・訓練等の記録 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。</p> <p>13 安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。</p> <p>14 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月改正法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	項目見出しの追記 適用諸基準の改正 表記の統一及び語句の修正
				項目見出しの追記 語句の修正
				項目見出しの追記 表記の統一
				項目見出しの追記 適用法令の改正
				項目見出しの追記 適用法令の改正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1 6	<p>請負者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p>	1 6	<p>地下埋設物等の調査 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。</p> <p><u>また、予想される地下埋設物等は、「予想される地下埋設物調書」によるものとする。</u> <u>(1)工事着手前及び掘削しようとする時には、事前に予想される地下埋設物は、埋設物管理者と現地立会のうえ、当該埋設物の位置、深さを確認し、保全対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。</u> <u>(2)地下埋設物にかかる現地立会、確認及び保全対策等にかかる事項については「地下埋設物確認書」に記入し、監督職員に提出しなければならない。</u> <u>(3)予想されていない地下埋設物についても、掘削を行う工事がある場合には、最寄の埋設物管理者に出向き、埋設物管理台帳等により埋設物の有無の確認を行わなければならない。</u> <u>また、確認した事項についても、「地下埋設物確認書」に記入し、監督職員に提出しなければならない。</u> <u>(4)監督職員への「地下埋設物確認書」の提出を行い、監督職員の承諾を得たうえで、現場着手しなければならない。</u></p>	項目見出しの追記 地下埋設物調査の運用通知を反映
1 7	<p>請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>	1 7	<p>不明の地下埋設物等の処置 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占用者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p><u>また、死管等の処置を受注者が占用者より依頼を受けた場合には、書面によりその責任を明確にしなければならない。</u></p>	項目見出しの追記 死管等の処理の責任の明確化を追記

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-30	<p>環境対策</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、<u>請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。</u></p> <p>6 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、<u>「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。</u></p>	1-1-30	<p>環境対策</p> <p>3 <u>注意義務</u> 受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、<u>受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>6 <u>排出ガス対策型建設機械</u> 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、<u>表1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づき技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</u> 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、<u>排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</u> トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガ</p>	項目見出しの追記 文章表現の修正 語句の修正 項目見出しの追記 国の排出ガス対策の取扱いを反映 (国に準拠)

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由												
編章節条		編章節条														
			<p>ス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（併装式） ・ブルドーザ ・道路築造機（併装式） ・空圧圧縮機（併装式） ・遊星ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の遊星ユニットを搭載しているもの；遊星シマ、パイプ ロボット、遊星調整器付・引込機、遊星付圧入・引込機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スキーエレーションドリル、アースドリル、地下基礎等掘工機、全形掘削（オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*オフロード用が適用を合致しているもの又は特許等取得済の建設機械が対象となっているもの *建設機械が対象とならないもの</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大巻ブレーカ ・コンクリート打付機 ・ドリルマシン ・ダンプトラック ・トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。 ただし、道路掘削機等の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車の規格で、有効な自動車の排出ガス規制の交付を受けているものに限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*オフロード用が2011年適用を合致している2011年適用用建設機械が対象となっているもの *トンネル工事用建設機械が対象とならないもの</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（併装式） ・ブルドーザ ・道路築造機（併装式） ・空圧圧縮機（併装式） ・遊星ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の遊星ユニットを搭載しているもの；遊星シマ、パイプ ロボット、遊星調整器付・引込機、遊星付圧入・引込機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スキーエレーションドリル、アースドリル、地下基礎等掘工機、全形掘削（オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。	*オフロード用が適用を合致しているもの又は特許等取得済の建設機械が対象となっているもの *建設機械が対象とならないもの		機種	備考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大巻ブレーカ ・コンクリート打付機 ・ドリルマシン ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。 ただし、道路掘削機等の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車の規格で、有効な自動車の排出ガス規制の交付を受けているものに限る。	*オフロード用が2011年適用を合致している2011年適用用建設機械が対象となっているもの *トンネル工事用建設機械が対象とならないもの		<p>国の排出ガス対策の取扱いを反映（国に準拠）</p>
機種	備考															
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（併装式） ・ブルドーザ ・道路築造機（併装式） ・空圧圧縮機（併装式） ・遊星ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の遊星ユニットを搭載しているもの；遊星シマ、パイプ ロボット、遊星調整器付・引込機、遊星付圧入・引込機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバー スキーエレーションドリル、アースドリル、地下基礎等掘工機、全形掘削（オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。															
*オフロード用が適用を合致しているもの又は特許等取得済の建設機械が対象となっているもの *建設機械が対象とならないもの																
機種	備考															
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大巻ブレーカ ・コンクリート打付機 ・ドリルマシン ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン（エンジン排ガス浄化）は搭載した建設機械に限る。 ただし、道路掘削機等の保安基準に排出ガス規制が定められている自動車の規格で、有効な自動車の排出ガス規制の交付を受けているものに限る。															
*オフロード用が2011年適用を合致している2011年適用用建設機械が対象となっているもの *トンネル工事用建設機械が対象とならないもの																
		7	<p>特定特殊自動車の燃料 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>	<p>項目見出しの追記 特定特殊自動車の燃料を追記（国に準拠）</p>												

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
7	<p>請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、<u>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成9年7月31日）</u>に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。</p>	8	<p>低騒音型・低振動型建設機械 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、<u>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）</u>に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p>	項目見出しの追記 改正年度の更新
8	<p>請負者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。）」第6条<u>で定めた</u>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に<u>定められた</u>特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>	9	<p>特定調達品目 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号、「グリーン購入法」という。）」第6条<u>の規定に基づき</u>「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で<u>定める</u>特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p>	項目見出しの追記 適用法令の改正
1-1-3 1	<p>文化財の保護 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<u>監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。</u></p>	1-1-3 1	<p>文化財の保護 一般事項 受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、<u>設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</u></p>	項目見出しの追記
1-1-3 2	<p>交通安全管理 請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をとまなう工事は、過積載防止にとめるとともに、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<u>書面で監督職員に提出しなければならない。</u></p>	1-1-3 2	<p>交通安全管理 交通安全等輸送計画 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送をとまなう工事は、過積載防止にとめるとともに事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、<u>施工計画書に記載しなければならない。</u> <u>なお、受注者は、「ダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。</u></p>	項目見出しの追記 施工計画書の記載を追記 ダンプトラック過積載防止対策要領を反映

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-32	<p>交通安全管理</p> <p>4 <u>請負者</u>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	1-1-32	<p>交通安全管理</p> <p>4 <u>交通安全法令の遵守</u> <u>受注者</u>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>平成24年2月27日総理府・国土交通省令第1号</u>）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p>	項目見出しの追記 適用法令の改正
10	<p><u>請負者</u>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<u>昭和36年政令第265号</u>）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	10	<p><u>通行許可</u> <u>受注者</u>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（<u>平成23年12月26日改正政令第424号</u>）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 <u>また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-34	諸法令の遵守	1-1-34	諸法令の遵守	項目見出しの追記
1	請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	1	諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。	
	(1) 会計法 (昭和22年法律第35号)		(1) 会計法 (平成18年6月改正 法律第53号)	適用法令の改正
	(2) 建設業法 (昭和24年法律第100号)		(2) 建設業法 (平成24年8月改正 法律第53号)	
	(3) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)		(3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)	
	(4) 労働基準法 (昭和22年法律第49号)		(4) 労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)	
	(5) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)		(5) 労働安全衛生法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
	(6) 作業環境測定法 (昭和50年法律第28号)		(6) 作業環境測定法 (平成18年6月改正 法律第50号)	
	(7) じん肺法 (昭和35年法律第30号)		(7) じん肺法 (平成16年12月改正 法律第150号)	
	(8) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号)		(8) 雇用保険法 (平成24年3月改正 法律第9号)	
	(9) 労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号)		(9) 労働者災害補償保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	
	(10) 健康保険法 (昭和11年法律第70号)		(10) 健康保険法 (平成24年8月改正 法律第67号)	
	(11) 中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号)		(11) 中小企業退職金共済法 (平成23年4月改正 法律第26号)	
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51年法律第33号)		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	
	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第94号)		(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成24年4月改正 法律第27号)	
	(14) 道路法 (昭和27年法律第180号)		(14) 道路法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
	(15) 道路交通法 (昭和35年法律第105号)		(15) 道路交通法 (平成24年8月改正 法律第67号)	
	(16) 道路運送法 (昭和26年法律第183号)		(16) 道路運送法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
	(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)		(17) 道路運送車両法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
	(18) 砂防法 (明治30年法律第29号)		(18) 砂防法 (平成22年3月改正 法律第20号)	
	(19) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)		(19) 地すべり等防止法 (平成24年6月改正 法律第42号)	
	(20) 河川法 (昭和39年法律第167号)		(20) 河川法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
	(21) 海岸法 (昭和31年法律第101号)		(21) 海岸法 (平成23年5月改正 法律第37号)	
	(22) 港湾法 (昭和25年法律第218号)		(22) 港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)	
	(23) 港則法 (昭和23年法律第174号)		(23) 港則法 (平成21年7月改正 法律第69号)	
	(24) 漁港法 (昭和25年法律第137号)		(24) 漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
	(25) 下水道法 (昭和33年法律第79号)		(25) 下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
	(26) 航空法 (昭和27年法律第231号)		(26) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)	
	(27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)		(27) 公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)	
	(28) 軌道法 (大正10年法律第76号)		(28) 軌道法 (平成18年3月改正 法律第19号)	
				適用法令の改題
				適用法令の改正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由		
編章節条		編章節条				
1-1-34	(29) 森林法 <u>(昭和26年法律第249号)</u> (30) 環境基本法 <u>(平成5年法律第91号)</u> (31) 火薬類取締法 <u>(昭和25年法律第149号)</u> (32) 大気汚染防止法 <u>(昭和43年法律第97号)</u> (33) 騒音規制法 <u>(昭和43年法律第98号)</u> (34) 水質汚濁防止法 <u>(昭和45年法律第138号)</u> (35) 湖沼水質保全特別措置法 <u>(昭和59年法律第61号)</u> (36) 振動規制法 <u>(昭和51年法律第64号)</u> (37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 <u>(昭和45年法律第137号)</u> (38) 文化財保護法 <u>(昭和25年法律第214号)</u> (39) 砂利採取法 <u>(昭和43年法律第74号)</u> (40) 電気事業法 <u>(昭和39年法律第170号)</u> (41) 消防法 <u>(昭和23年法律第186号)</u> (42) 測量法 <u>(昭和24年法律第188号)</u> (43) 建築基準法 <u>(昭和25年法律第201号)</u> (44) 都市公園法 <u>(昭和31年法律第79号)</u> (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <u>(平成12年法律第104号)</u> (46) 土壌汚染対策法 <u>(平成14年法律第53号)</u> (47) 駐車場法 <u>(平成11年12月改正 法律第160号)</u> (48) 海上交通安全法 <u>(昭和47年法律第115号)</u> (49) 海上衝突予防法 <u>(昭和52年法律第62号)</u> (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 <u>(昭和45年法律第136号)</u> (51) 船員法 <u>(昭和22年法律第100号)</u> (52) 船舶職員法 <u>(昭和26年法律第149号)</u> (53) 船舶安全法 <u>(昭和8年法律第11号)</u> (54) 自然環境保全法 <u>(昭和47年法律第85号)</u> (55) 自然公園法 <u>(昭和32年法律第161号)</u> (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 <u>(平成12年法律第127号)</u> (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 <u>(平成12年法律第100号)</u> (58) 河川法施行法 <u>(昭和39年法律第168号)</u>	1-1-34	(29) 森林法 <u>(平成24年6月改正 法律第42号)</u> (30) 環境基本法 <u>(平成24年6月改正 法律第47号)</u> (31) 火薬類取締法 <u>(平成24年6月改正 法律第74号)</u> (32) 大気汚染防止法 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (33) 騒音規制法 <u>(平成23年12月改正 法律第122号)</u> (34) 水質汚濁防止法 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (35) 湖沼水質保全特別措置法 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (36) 振動規制法 <u>(平成23年12月改正 法律第122号)</u> (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <u>(平成24年8月改正 法律第53号)</u> (38) 文化財保護法 <u>(平成23年5月改正 法律第37号)</u> (39) 砂利採取法 <u>(平成23年7月改正 法律第84号)</u> (40) 電気事業法 <u>(平成24年6月改正 法律第47号)</u> (41) 消防法 <u>(平成24年6月改正 法律第38号)</u> (42) 測量法 <u>(平成23年6月改正 法律第61号)</u> (43) 建築基準法 <u>(平成24年8月改正 法律第67号)</u> (44) 都市公園法 <u>(平成23年12月改正 法律第122号)</u> (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (46) 土壌汚染対策法 <u>(平成23年6月改正 法律第74号)</u> (47) 駐車場法 <u>(平成23年12月改正 法律第122号)</u> (48) 海上交通安全法 <u>(平成21年7月改正 法律第69号)</u> (49) 海上衝突予防法 <u>(平成15年6月改正 法律第63号)</u> (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 <u>(平成24年9月改正 法律第89号)</u> (51) 船員法 <u>(平成24年9月改正 法律第87号)</u> (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 <u>(平成20年5月改正 法律第26号)</u> (53) 船舶安全法 <u>(平成24年9月改正 法律第89号)</u> (54) 自然環境保全法 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (55) 自然公園法 <u>(平成23年8月改正 法律第105号)</u> (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 <u>(平成21年6月改正 法律第51号)</u> (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 <u>(平成15年7月改正 法律第119号)</u> (58) 河川法施行法 <u>(平成11年12月改正 法律第160号)</u>	適用法令の改正	適用法令の改題	適用法令の改正

土木工事共通仕様書（第1編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
1-1-34	<p>(59) 緊急失業対策法 (昭和24年法律第89号)</p> <p>(60) 技術士法 (昭和58年法律第25号)</p> <p>(61) 漁業法 (昭和24年法律第267号)</p> <p>(62) 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号)</p> <p>(63) 空港整備法 (昭和31年法律第80号)</p> <p>(64) 計量法 (平成4年法律第51号)</p> <p>(65) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号)</p> <p>(66) 航路標識法 (昭和24年法律第99号)</p> <p>(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年法律第48号)</p> <p>(68) 最低賃金法 (昭和34年法律第137号)</p> <p>(69) 職業安定法 (昭和22年法律第141号)</p> <p>(70) 所得税法 (昭和40年法律第33号)</p> <p>(71) 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)</p> <p>(72) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)</p> <p>(73) 著作権法 (昭和45年法律第48号)</p> <p>(74) 電波法 (昭和25年法律第131号)</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第131号)</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第84号)</p> <p>(77) 農薬取締法 (昭和23年法律第82号)</p> <p>(78) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号)</p> <p>(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成18年法律第62号)</p> <p>(80) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号)</p> <p>(81) 警備業法 (昭和47年法律第117号)</p>	1-1-34	<p>(59) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)</p> <p>(60) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)</p> <p>(61) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)</p> <p>(62) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)</p> <p>(63) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)</p> <p>(64) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)</p> <p>(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(67) 職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)</p> <p>(68) 所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)</p> <p>(69) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)</p> <p>(70) 船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)</p> <p>(71) 著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)</p> <p>(72) 電波法 (平成24年6月改正 法律第74号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)</p> <p>(75) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)</p> <p>(76) 毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)</p> <p>(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月改正 法律第18号)</p> <p>(79) 警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号)</p> <p>(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成23年12月改正 法律第122号)</p> <p>(82) 地方自治法 (平成24年5月11日改正 法律第31号)</p> <p>(83) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (平成17年7月6日改正 法律第82号)</p>	<p>適用法令の改正</p> <p>削除</p> <p>適用法令の改題</p> <p>適用法令の改正</p> <p>適用法令の追記</p> <p>適用法令の追記</p>